扶養親族等申告書のE欄（住民税に関する事項）の記入にあたっては、下の図をご確認ください。

「配 偶 者」とは、受給者本人と生計同一で、年間所得見積額が95万円以下の方
「扶養親族」とは、受給者本人と生計同一で、年間所得見積額が48万円以下の方　をいいます。

ス タ ー ト

あなたの　配偶者　または　扶養親族は、
令和7年中に退職金を受け取る予定が
ありますか。

いいえ → **E欄（住民税に関する事項）の記入は不要です。**

はい ↓

令和7年中の所得見積額（退職所得を含む）が
配偶者は　95万円超
扶養親族は　48万円超　ですか？

いいえ → **E欄（住民税に関する事項）の記入は不要です。**

令和7年中の所得見積額（退職所得を含む）が
配偶者は　95万円以下
扶養親族は　48万円以下　の場合は、
B 欄（控除対象となる配偶者）または C 欄（扶養親族）に記入することにより、所得税および住民税の控除を受けることができます。

はい ↓

令和7年中の所得見積額（**退職所得を除く**）が
配偶者は　95万円以下
扶養親族は　48万円以下　ですか？

いいえ → **E欄（住民税に関する事項）の記入は不要です。**

はい ↓

B 欄（控除対象となる配偶者）または C 欄（扶養親族）およびE欄（住民税に関する事項）に記入することにより、
住民税の控除を受けることができます。

➡ 配偶者の住民税にかかる申告をする場合

B 欄：必要事項を記入し、所得見積額は「95万円超」に〇をつけてください。
E 欄：配偶者の氏名、続柄および所得見積額から退職所得を除いた金額を記入してください。

➡ 扶養親族の住民税にかかる申告をする場合

C 欄：必要事項を記入し、所得見積額は「48万円超」に〇をつけてください。
E 欄：扶養親族の氏名、続柄および所得見積額から退職所得を除いた金額を記入してください。